

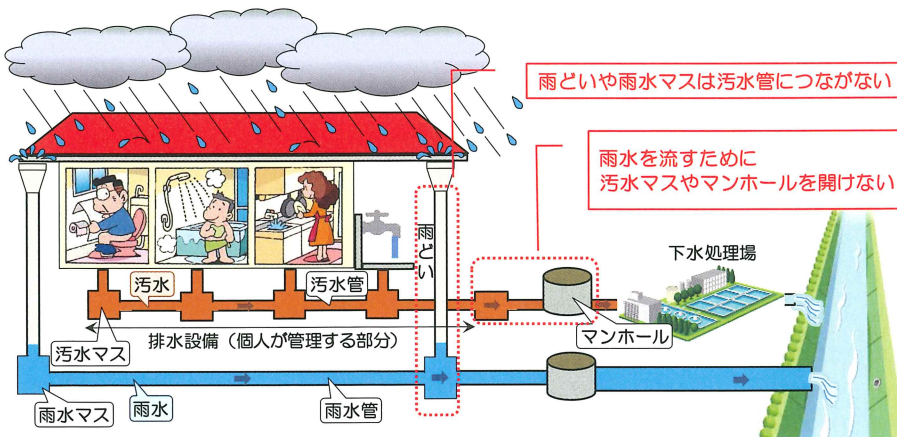
# 下水道利用者の皆様へお願いです。

## ① 污水管に雨水を流さないでください。

この地域は、トイレや台所などの「使い終わって汚れた水（污水）」と雨水を別々に流す分流通下水道です。

污水管には「宅地内の雨水」や「屋根からの雨どいの水」は流してはいけなくなっています。※違反すると下水道法や条例に基づき罰せられる可能性が有ります。

污水管に雨どいを接続するなど、誤って雨水を污水管へ流していると、污水が流れにくくなり、トイレ等が使えなくなります。また、雨の日に宅地内や道路に溜まった雨水を流すために、污水ますやマンホールを開けることは非常に危険です。見かけた時は市(町)役所まで連絡をお願いします。



千葉県でもこんな被害が！！  
詳しくは下記QRコードで！



「下水 適切 利用」で検索

## ② 適正な維持管理をお願いします。

下水道はみんなが使う公共の財産です。誤った使い方をすると污水管が詰まったり、ご自宅の排水設備の修理が必要になることもあります。

宅地内の污水ますや污水管の中に木の根が入り込んで、管が詰まったり雨水が浸入してトイレ等が使えなくなることがあります。宅地内の排水設備は所有者の責任において適切な維持管理を行ってください。お困りの方は市(町)で定めた指定工事店へご相談下さい。

※市(町)で宅地内の排水設備の点検調査を実施する場合があります。

## ③ 排水設備工事は市(町)で定めた指定工事店へ依頼が必要です。

污水管などの排水設備工事を行うためには、市(町)で定めた指定工事店を通して「排水設備確認申請」が必要です。増改築などにより排水設備を変更・追加する場合でも、同様に指定工事店を通して「排水設備の変更申請」などの手続きが必要です。

※違反すると下水道法や条例に基づき罰せられる可能性が有ります。

排水設備の変更や追加の工事でも  
指定工事店へ依頼が必要です



排水設備の変更や追加の工事でも  
変更申請等の手続きが必要です



下水道利用者の皆様へお願いです。

千葉県下水道課 ・ (公財)千葉県下水道公社

お問い合わせは市(町)の下水道担当

上下水道課